



子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）・・・

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711（内線 1185）

令和元年10月より、3歳児から5歳児までのお子さんおよび2歳児以下の住民税非課税世帯のお子さんの幼稚園、保育所（園）、認定こども園などの利用料（通園送迎費、食材料費、行事費等は対象外です）が無償となっています。

無償化の対象となる施設・サービスによって、対象となるための要件や手続きの方法が異なります。

対象

① 3歳以上の子ども

※満3歳になった後の4月1日から、小学校入学までの3年間が無償化の対象です。

※満3歳の時点で入園できる幼稚園については、入園時点から対象となります。

② 住民税非課税世帯の3歳未満の子どもで、保育の必要性がある子ども

内容・手続き

無償化制度を利用するためには、対象施設を利用する前に、「教育・保育認定」または「施設等利用給付認定」を受けている必要があります。

利用施設・サービス		保育の必要性(※1)	内 容	手 続 き
幼稚園	幼稚園 (施設型給付を受ける園)	無	利用料無償	無し
	幼稚園 (施設型給付を受けない園)	無	月額25,700円を上限に利用料無償	事前に「施設等利用給付の認定申請」が必要です。
	預かり保育事業	有	幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、月額11,300円を上限に利用料無償	事前に「施設等利用給付の認定申請」が必要です。
認定こども園	認定こども園（教育認定）	無	利用料無償	無し
	認定こども園（保育認定）	有		
認可保育施設	認可保育所（園） 地域型保育事業	有	利用料無償	無し
その他(※2)	認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	有	①の子ども 月額37,000円を上限に 利用料無償 ②の子ども 月額42,000円を上限に 利用料無償	事前に「施設等利用給付の認定申請」が必要です。

※1 「保育の必要性」とは、保護者がいずれも就労しているなど、家庭で日中の保育ができないことを指します。17ページ、「対象」の理由一覧のいずれかに該当していることを指します。

※2 いずれも上限の範囲内で複数利用が可能です。ただし、すでに認可保育園や認定こども園等を利用できている方は無償化の対象から除きます。

手続きの詳細は村ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご確認ください。



多生児等育児支援事業

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1182)

ファミリー・サポート・センター ☎ 029-283-4538

多生児や母子・父子家庭の子を育児する保護者の負担を軽減するため、当該保護者の育児支援（子守り等）をします。

対象者

村内に住所を有し、3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある多生児や母子・父子家庭の子を育児している保護者

申請方法

申請先 子育て支援課

必要なもの 印鑑

※申請書は子育て支援課にあります。

申請後、実際に利用する場合は、ファミリー・サポート・センター（社会福祉協議会）にお申し込みください。

会員登録が必要なため、初回は希望日の2週間前までにお申し込みください。

育成支援の時間

利用日 祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日
午前8時～午後7時

利用時間 お子さん1人4時間以内
(1か月当たり)



学童クラブ（放課後児童クラブ）

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1183)

村内には現在11か所の学童クラブ（放課後児童クラブ）が設置されています。

各学童クラブでは、就学児童（小学校1年生から小学校6年生まで）の放課後の健全育成を目的として、各種行事やカリキュラムを独自に組み活動を行っています。

入所の申し込みや詳細なお問い合わせについては、直接各施設へお問い合わせください。

名 称	住 所	電話番号
石神学童クラブ	東海村石神外宿1073-1	☎ 029-284-0070
舟石川学童クラブ（どんぐり学童クラブ）	東海村舟石川690-7	☎ 029-282-9011
村松学童クラブ	東海村村松1524-1	☎ 029-283-0983
中丸学童クラブ	東海村村松2124-89	☎ 029-287-7778
白方学童クラブ（サクランボ学童クラブ）	東海村白方2010-1	☎ 029-287-0004
照沼学童クラブ	東海村照沼906-6	☎ 029-283-2623
チューリップ学童クラブ	東海村船場784-4	☎ 029-287-7725
ジョリーボート	東海村村松524	☎ 029-229-0778
キッズガーデン白方	東海村白方288-1	☎ 029-287-0216
おーくす船場学童クラブ	東海村船場592-1	☎ 029-352-3680 (おーくす船場こども園)
わんだーらふ	東海村村松523	☎ 029-277-0586



保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・認可外保育施設一覧

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1185)

保育所・保育園

	施設名	住所	電話番号	一時預かり	子育て支援	病児保育	休日保育
公立	百塚保育所	東海村豊岡1829-3	☎ 029-282-2949	○	○		
	舟石川保育所	東海村大山台2-17-39	☎ 029-282-4792				
	けやきの杜保育所	東海村東海3-7-2	☎ 029-212-7083				
私立	社会福祉法人こばと会 チューリップ保育園	東海村船場784-4	☎ 029-282-3158		○	○	
	社会福祉法人諏訪学園 みぎわ保育園	東海村須和間1299-4	☎ 029-282-3380	○	○	○	
	社会福祉法人淑徳会 おおぞら保育園	東海村村松2822-1	☎ 029-287-3535	○	○	○	○
	社会福祉法人孝友会 サンフラワーこどもの森保育園	東海村船場718-3	☎ 029-287-7111	○	○	○	○

幼稚園

	施設名	住所	電話番号
公立	村松幼稚園	東海村村松北一丁目4-1	☎ 029-282-2867
	石神幼稚園	東海村石神外宿945	☎ 029-282-3100
	舟石川幼稚園	東海村舟石川453	☎ 029-282-2962
	須和間幼稚園	東海村須和間440	☎ 029-282-4631
私立	学校法人諏訪学園 みぎわ幼稚園	東海村須和間1296-4	☎ 029-282-9155



認定こども園

	施設名	住所	電話番号	一時預かり	子育て支援	病児保育	休日保育
公立	とうかい村松宿こども園	東海村村松3370-1	☎ 029-282-3700 ☎ 029-282-3701	○	○		
	社会福祉法人愛信会 さちのみ認定子ども園	東海村石神内宿2330-3	☎ 029-212-5057	○	○	○	
私立	社会福祉法人オクス・ウェルフェア おーくす船場こども園	東海村船場592-1	☎ 029-352-3680	○	○	○	○

小規模保育事業所

	施設名	住所	電話番号	一時預かり	子育て支援	病児保育	休日保育
私立	特定非営利活動法人キラウこそだて支援センター キラウ東海ナーサリー	東海村舟石川駅西3丁目6-28 秋葉マンション1階	☎ 029-212-6571	○			○

認可外保育施設

	施設名	住所	電話番号
	保育園キッズガーデン白方	東海村白方288-1	☎ 029-287-0216
	オリヴィエキッズルーム	東海村舟石川1667-1	☎ 029-219-4472



子育て支援



地域子育て支援拠点事業

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1182)

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て家庭の交流や育児相談、情報提供等を実施しています。

実施施設

※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業や行事、サークル活動などを休止・縮小して実施しています。
※実施内容については、各施設にお問い合わせください。

公立 とうかい村松宿こども園	私立 チューリップ保育園	みざわ保育園
百塚保育所	おおぞら保育園	サンフラワーこどもの森保育園
長堀すこやかハウス	さちのみ認定子ども園	おーくす船場こども園
児童センター		

毎回、読み聞かせやふれあい遊びなどを実施しています。また、季節の制作（毎月1回）や不定期でイベントを行っています。

- 子育て支援室開放（わんわんひろば）
 - 6か月～1歳児向けサークル活動（かるがもサークル）
 - 1歳6か月児～2歳児向けサークル活動（ぴよんぴよんサークル）
 - 就園前2歳児サークル活動（にこにこクラブ）
 - 子育て講座
 - 父親向け育児講座
 - 英語で遊ぼう（外国人指導講師との交流）
 - 多生児を持つ保護者の交流会（サークルぐりとぐら）
- ※子育て支援コーディネーターが子育ての相談に応じます（月・火・木・金）。

月曜日～金曜日
午前9時～午後2時
（ランチタイムあり）
※村内に住所を有している就学前の乳幼児と保護者が対象。事前に会員登録が必要です（当日でも可）。

とうかい村松宿
こども園
子育て支援センター
☎029-282-7390



児童センターは赤ちゃん（0歳）～高校生（18歳）までが対象になります。未就学児、小学生低学年（1・2年生）のお子さんは保護者同伴となります。家族みんなで遊びに来てください。

- 子育て支援活動（0, 1, 2歳さんあつまれ）
- 養育者向け講座（母親・父親・祖父母対象）
- お父さんと遊ぼう（プラレール遊び・おもちゃの日）
- 絵本の読み聞かせ
- 運動会など季節の行事
- 小学生以上対象（卓球）
- 子育て相談
 - ・児童センター職員（月曜日～金曜日・午前9時～午後4時）
 - ・子育て支援コーディネーター（月2回）
 - ・アレルギー相談（月1回）
- おもちゃの修理（月2回おもちゃクリニック東海）

※各行事の開催日等は東海村社会福祉協議会HPでお知らせします。

月曜日～土曜日
午前9時～午後5時

児童センター
☎029-306-1017



在家庭の保護者とお子さんが、お友達と一緒に楽しく遊べる広場です。お母さん同士の輪も広がります。お父さんの参加も歓迎です。お子さんと一緒に来館し、楽しく遊みましょう。

- 育児相談、レクリエーション
- 育児講座
- 保護者の交流および情報交換
- 絵本の読み聞かせ
- お父さんと遊ぼう
- お誕生会、お散歩、運動会、季節行事など

長堀すこやか
ハウス
☎029-283-3664



月曜日～土曜日
午前9時30分～午前11時30分
午後1時～午後4時（正午～午後1時は除く）
※村内に住所を有している就学前の乳幼児と保護者
事前に会員登録が必要です（当日でも可）。

🌸 BPプログラム (親子の絆づくりプログラム) ●●●●●●●●●●●●●●●●

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1182)
健康増進課 (保健センター) ☎ 029-282-2797

初めての子育てをするお母さんと赤ちゃんと一緒に参加するプログラムです。
子育ての基礎知識を一緒に学びながら、仲間作りをしませんか？

対象者

東海村在住の第1子の親子、
生後2か月から5か月までの赤ちゃん

参加人数

各月20組

日程

実施月

6月, 9月, 12月, 3月の金曜日
各月ごとに全4回 (4週連続)

参加費

無料 (テキスト代1,000円は自己負担)

時間

2時間程度

会場

総合福祉センター「絆」内

※新型コロナウイルス感染症の影響により、参加人数などを制限して実施しています。





母と子のサロン

お問い合わせ 生涯学習課 ☎ 029-287-0851

初めての子育てについての学習や絵本の読み聞かせ、手遊び歌などのレクリエーションを楽しみながら、育児に関する情報交換や相談などが気軽にできる友達を作ってもらうための子育て支援事業です。

実施時期

前期：5～6月 後期：10～11月
各期全4回

対象者

村内在住の0歳の第1子と母親

募集期間

前期：4月 後期：9月

募集人数

各10組

参加費

無料

※青少年育成東海村民会議非会員は1世帯300円かかります。

※対象月齢及び日程等については、ホームページやのびのび子育て帳等でご確認ください。



ちびっこ集まれ！お父さんと遊ぼう！

お問い合わせ 生涯学習課 ☎ 029-287-0851

ゲームなどを通して父子のふれあいの場を提供することで、子どもとのふれあい方など今後の子育ての参考にするとともに、父親の子育て参加を支援する事業です。

実施時期

10～12月

対象者

村内在住の2～3歳児と父親

募集期間

9～11月

参加人数

10組

参加費

無料

※青少年育成東海村民会議非会員は1世帯300円かかります。

※日程等については、村ホームページやのびのび子育て帳等でご確認ください。



学校

村には、小学校6校、中学校2校があり、住んでいる住所により、就学学校（指定学校）が決められています。



転出・転入するとき

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 029-282-1711（内線 1414）

小・中学生のお子さんの転出学・転入学の手続きが必要です。

転出学の手続き

住民課：転出の手続き



学校教育課：転学届を記入



転学届（写し）
転学通知書

在学中の学校へ提出



在学証明書
転学児童（生徒）教科用図書給与証明書

転出先市区町村の学校へ提出

転入学の手続き

住民課：転入の手続き



学校教育課：転学届を記入



転学届（写し）
転学通知書

+

在学していた学校が発行したもの

在学証明書
転学児童（生徒）教科用図書給与証明書

指定された学校へ提出



指定学校の変更

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 029-282-1711（内線 1414）

「東海村児童の就学に関する規則」に基づく特別な理由があれば、指定学校を変更することができます。

但し、個別の事情によって判断され、すべての申請が許可されるとは限りませんので、詳細はご相談ください。

- 例：
- 学期（学年）の途中で村内転居して指定学校が変わるが、学期（学年）末まで従前の学校に通学したい。
 - 帰宅後に保護者が不在のため、村内に住む保護預かり者の住居付近の学校に通学させたい。



区域外就学

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 029-282-1711 (内線 1414)

東海村に住民票がない場合でも、「東海村児童の就学に関する規則」に基づく特別な理由があれば、他市町村から村内（通学区域外）の学校へ、就学することができます

例：●学期（学年）の途中で村外へ転出したが、学期末（学年末）まで従前の学校に通学させたい。

但し、個別の事由により判断され、すべての申請が認められるとは限りません。また、就学にはお住まいの市町村教育委員会と東海村教育委員会の同意が必要です。



小規模特認校制度

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 029-282-1711 (内線 1412)

小規模校の特性を生かしたきめ細やかな教育を推進している村立照沼小学校は、村内全域から通学ができます。

のびのびと過ごす子どもたちの様子が分かる学校公開も行っておりますので、詳しくは村ホームページをご覧ください。



就学援助制度

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 029-282-1711 (内線 1412)

村立小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、東海村児童生徒就学援助規則の認定要件を満たす方に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。



特別支援教育就学奨励事業

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 029-282-1711 (内線 1412)

村立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者を対象に、経済的な負担軽減を目的とし、世帯の収入状況に応じて就学に要する費用の一部を援助します。

申請時期は、毎年6月ごろです。ただし、転入や措置変更等により年度の途中から対象となった場合は、学校または教育委員会学校教育課へご相談ください。

❁ 東海村奨学金制度

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 029-282-1711 (内線 1412)

それぞれ要件等がありますので、詳細はお問い合わせください。申請時期は12月から1月前後となります。

修学資金について

村では、高等学校・大学等に在学及び入学を予定しているが、経済的な理由により修学困難な方等を対象に、修学資金（修学に必要な資金）の貸与を行っています。

入学準備金について

高等学校・大学等への入学を予定している方で、経済的な理由により修学が困難な方等を対象に、入学準備金（入学に必要な資金）の貸与を行っています。

❁ 東海村通学路交通安全プログラム

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 029-282-1711 (内線 1413)

村では、関係機関との連携体制を構築した上で、「東海村通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の安全確保に向けた取り組みを行っています。

毎年、このプログラムに基づき、関係機関と連携し、通学路の合同点検を実施しており、平成30年度からは交通安全に加え、防犯面からの合同点検も実施するなど、児童生徒の安全確保を徹底しています。

合同点検の対策内容および対策箇所については、村ホームページをご覧ください。





ひとり親家庭



児童扶養手当

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1182)

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。同居状況等により受給資格がない場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

対象者

18歳に達する以後最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童で、以下のいずれかに該当する児童を養育している母、または児童を養育し生計を同じくする父、父母に代わる養育者が対象です。

離婚、死亡、父または母が一定の障がいの状態にある、生死不明、1年以上遺棄している、裁判所からのDV保護命令を受けた、引き続き1年以上拘禁されている、母の婚姻によらないで生まれた、児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

支給日

年6回奇数月の11日（11日が土・日・祝日の場合は、前営業日）に、それぞれの前月分までを支給します。

申請方法

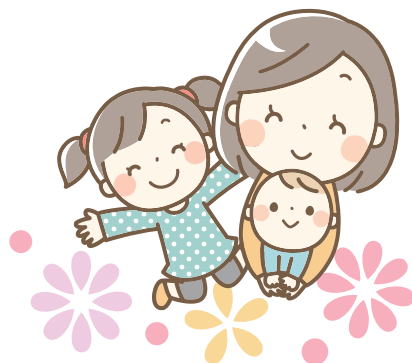
申請先 子育て支援課

必要なもの

- 印鑑
- 請求者名義の口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- 戸籍謄本（請求者本人と児童のもの）
- 請求者と支給対象児童の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）
- 請求者の顔写真つき身分証明書（運転免許証等）

その他必要に応じて提出するもの

養育している児童と別居している場合や住民票の住所と実際に居住している住所が違う場合等、必要に応じて提出していただく書類があります。書類は窓口にありますので、詳細はご相談ください。





母子・父子家庭家賃助成事業

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1182)

母子・父子家庭の自立を支援し、児童の健全な育成や生活の安定を図るため、母子・父子家庭の方に対して家賃の一部を助成します。

対象者

- ①～⑤すべてに該当する必要があります。
 - ①児童扶養手当を受給し、支給額がある者
 - ②村内に住所があり、6か月以上引き続いて村内に居住している者
 - ③児童と同一世帯で同居している者
 - ④賃貸借契約の名義人が、児童扶養手当の受給者であること
 - ⑤公的な住宅扶助を受けていない者
- ※県営住宅は、助成の対象外です。

助成額

月額10,000円（ただし、家賃が10,000円に満たない場合は、家賃相当額）

支給日

原則、毎年偶数月の25日（25日が土・日・祝日の場合は、前営業日）に、それぞれの前月分までを支給します。

申請方法

申請先 子育て支援課

必要なもの

- 印鑑
- 請求者名義の口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- 戸籍謄本（請求者本人と児童のもの）
- 賃貸借契約書の写し
- 家賃の支払いが確認できるもの（申請月分を含める直近のもの）



遺児福祉手当

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1182)

児童の健全な育成を助長するために、父もしくは母、または両親が死亡した児童に対して支給します。

対象者

義務教育修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の遺児の養育者であって、村内に住所を有し居住している方

支給額

遺児1人につき月額3,000円

支給日

毎月21日（21日が土・日・祝日の場合は前営業日）に支給します。

申請方法

申請先 子育て支援課

必要なもの

- 印鑑
- 口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード）
- 戸籍謄本（遺児が属するもの）
- 申請者が属する世帯全員の住民票の写し

その他必要に応じて提出するもの

- 在学証明書
遺児が、15歳到達後最初の3月31日以後も、引き続いて中学校または特別支援学校の中学部に在学している場合



ひとり親家庭の医療福祉費支給制度

お問い合わせ 住民課 ☎ 029-282-1711 (内線 1135)

健康保険（医療保険）で病院等にかかった自己負担分の費用の一部を公費（東海村，茨城県）で助成する制度で，通称「マル福」と呼ばれるものです。

対象者

- 18歳未満の児童がいる家庭で配偶者がいない親と監護しているその子。ただし，児童が高等学校の学生またはある程度の障がいの状態にある方の場合は，20歳未満まで
- 所得が茨城県の設定する基準額未満である方

更新について

毎年6月末に更新

申請方法

必要なもの

- 健康保険証
- 印鑑
- 口座番号が分かるもの（通帳，キャッシュカード等）
- 所得確認対象者の課税証明書（医療福祉費受給者証交付状況証明書がある方や東海村で所得が確認できる方は不要）
- 医療福祉費受給者証交付状況証明書（県内の前住所地でマル福を受給していた場合）

児童が18歳以上で該当する場合に提出するもの

- 高等学校の在学証明書
- 特別児童扶養手当証書
- 障がいの程度が分る書類（身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，障害年金証書等）

マル福の自己負担金について

- 外来自己負担金（1つの医療機関で，1日600円までを月2回が上限）
 - 入院自己負担金（1つの医療機関で，1日300円。月3,000円が上限）
- ※県外ではマル福の受給者証が使用できません。一旦，健康保険証の自己負担割合でお支払いください。領収書，印鑑，受給者証を持参のうえ，払い戻しの申請をしてください。

自己負担金等の支給申請について

東海村では，医療機関で支払った自己負担金の助成を行っています。

以下に該当する自己負担金等については，領収書，印鑑，受給者証を持参のうえ，申請をしてください。

- 外来自己負担金のうち1回の受診で600円未満の場合または2回の受診で600円未満が2回の場合（月ごと，医療機関ごと）
- 入院自己負担金および食事療養標準負担額
- 補装具等を作ったときの自己負担金（申請の際には，健康保険証の発行元から支給された金額が確認できる書類が必要です）
- 県外で受診した医療費

変更等があった場合は，窓口での手続きが必要です。

- 村内で転居したとき
- 健康保険証が変更になったとき
- 氏名が変わったとき
- 振込先を変更したいとき
- 受給要件に該当しなくなったとき（婚姻したとき等）
- 受給者証を紛失したとき



障がいのあるお子さんへの支援

障がいのある方の医療福祉費支給制度

お問い合わせ 住民課 ☎ 029-282-1711 (内線 1135)

健康保険（医療保険）で病院にかかった自己負担分の費用の一部を公費（東海村，茨城県）で助成する制度で，通称「マル福」と呼ばれるものです。茨城県の設定する所得制限額を超え，1,000万円未満の所得の場合には，東海村独自の医療福祉費支給制度で，通称「マル特」が適用されます。

対象者

- 身体障害者手帳1・2級の方
- 身体障害者手帳3級で内部障がい（心臓，腎臓，呼吸器，ぼうこう，直腸，小腸，ヒト免疫不全ウイルス，肝臓）のある方
- 療育手帳(A)，Aの方
- 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 障害年金1級を受給する方
- 特別児童扶養手当1級の方

更新について

毎年6月末に更新

申請方法

必要なもの

- 健康保険証
- 印鑑
- 口座番号が分かるもの（通帳，キャッシュカード等）
- マイナンバーが確認できるもの
- 所得確認対象者の課税証明書（医療福祉費受給者証交付状況証明書がある方や東海村で所得が確認できる方は不要）
- 医療福祉費受給者証交付状況証明書（県内の前住所地でマル福を受給していた場合）
- 障がいの程度が分かる書類（身体障害者手帳，療育手帳，障害年金証書等）

マル福・マル特の自己負担金について

県内の医療機関の場合，健康保険証およびマル福・マル特の受給者証を提示をすれば外来自己負担金および入院自己負担金の支払いはありません。

※県外ではマル福・マル特の受給者証が使用できません。一旦，健康保険証の自己負担割合でお支払いください。領収書，印鑑，受給者証を持参のうえ，払い戻しの申請をしてください。

自己負担金等の支給申請について

東海村では，医療機関で支払った自己負担金の助成を行っています。以下に該当する自己負担金等については，領収書，印鑑，受給者証を持参のうえ，申請をしてください。

- 食事療養標準負担額
- 補装具等を作ったときの自己負担金（申請の際には，健康保険証の発行元から支給された金額が確認できる書類が必要です）
- 県外で受診した医療費

変更等があった場合は，窓口での手続きが必要です。

- 村内で転居したとき
- 健康保険証が変更になったとき
- 氏名が変わったとき
- 振込先を変更したいとき
- 受給者証を紛失したとき
- 受給要件に該当しなくなったとき
- 障がいの程度に変更があったとき



手帳の交付

お問い合わせ なごみ東海村総合支援センター（障がい福祉課） ☎ 029-287-2525

身体障害者手帳

身体障がいのある方が、様々な支援を受けるために必要な手帳です。

対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語・そしゃくの機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器の機能、ぼうこう・直腸の機能、小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、肝臓の機能に障がいのある方

申請先 なごみ東海村総合支援センター

精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障がいのある方が、各種の支援を受けやすくするための手帳です。

対象者

精神疾患(てんかん、発達障がい等を含む)のある方(初診から6ヶ月以上経過している方)

申請先 なごみ東海村総合支援センター

療育手帳

知的障がいのある方が、一貫した療育・援助、様々な福祉施策を受けやすくするための手帳です。

対象者

医学的、心理学的な判定によって、知的障がいがあると判定された方

申請先 18歳未満：茨城県中央児童相談所
【所在地】水戸市水府町864-16
☎ 029-221-4150

18歳以上：茨城県福祉相談センター
(障害者相談支援課)

【所在地】水戸市三の丸1-5-38
(三の丸庁舎2階)
☎ 029-221-0800



障害者手帳による割引制度

お問い合わせ なごみ東海村総合支援センター（障がい福祉課） ☎ 029-287-2525

手帳の種類・等級や年齢によって対象が異なります。詳細はお問い合わせください。

割引の種類	お問い合わせ先	割引の種類	お問い合わせ先
旅客運賃の割引	JRの各駅	各種税金の控除	所得税
携帯電話使用料の減免	各携帯電話会社		相続税
バス運賃の割引	各バス会社		贈与税
国内航空運賃の割引	各航空会社の支店、営業所、旅行代理店		事業税
タクシー料金の割引	各タクシー会社		ストマ用装具医療費
大洗カーフェリーの割引	商船三井フェリー(株)		自動車税および自動車取得税
有料道路通行料金の割引	なごみ東海村総合支援センター		住民税
NHK受信料の減免	なごみ東海村総合支援センター		軽自動車税
NTT番号案内(104)の免除	NTTの各支店・営業所		
県立施設入館料・使用料の減免	各施設		



障がいのあるお子さんへの手当

お問い合わせ なごみ東海村総合支援センター（障がい福祉課） ☎ 029-287-2525

特別児童扶養手当

内 容	精神、知的または身体障がい等のある20歳未満の児童の父母または養育者に対して手当を支給します。	
対象者	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父または母、もしくは父母にかわって児童を養育している方	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳1・2・3級程度 ● 療育手帳(A)・A・B程度 ● 精神障害者保健福祉手帳1・2級程度

東海村心身障害者（児）福祉手当

内 容	在宅の心身障がい者や心身障がい児の保護者に対して手当を支給します。	
対象者	【満20歳以上の方】 <ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳1・2級の方 ● 療育手帳(A)・Aの方 	【満20歳未満の方】 <ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳1・2・3級の方 ● 下肢障がいのある身体障害者手帳4級の方 ● 療育手帳(A)・A・Bの方 ● 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 ● 身体障害者手帳4級と療育手帳Cが重複する方 ● 身体障害者手帳4級と精神障害者保健福祉手帳3級が重複する方

障害児福祉手当

内 容	重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方に対して手当を支給します。
対象者	身体障害者手帳1級程度または療育手帳(A)程度で、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方

申請先 なごみ東海村総合支援センター



自立支援医療

お問い合わせ なごみ東海村総合支援センター（障がい福祉課） ☎ 029-287-2525

育成医療

児童福祉法第2条第2項に規定する18歳未満の障がい児及び将来障がいを残すと認められる児童に対し障がいの軽減や機能の回復を図るために必要な医療費の支給を行う制度です。

※治療例（障がいに応じて異なりますので、詳しくはお問い合わせください。）

- ・先天性耳奇形や口蓋裂等の形成術
- ・関節形成術、関節置換術、義肢装着のための切断端形成術
- ・ペースメーカー埋込手術 等

精神通院医療

精神疾患（「てんかん」を含む）の治療を受けている方が、外来で保険適用の医療を受けた際、医療費の9割を保険と公費で負担する制度です。

※茨城県が指定した医療機関等への通院による精神医療が行われたものに限ります。

申請先 なごみ東海村総合支援センター



その他のサポート

お問い合わせ なごみ東海村総合支援センター（障がい福祉課） ☎ 029-287-2525
保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

補装具費の支給

身体障がい者（児）の体の不自由を補い、日常生活や職場での活動を容易にするため、必要な補装具費を支給します。

日常生活用具の給付

自力で日常生活を営むことが困難な重度の障がい児（者）に対して、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。

なお、介護保険の認定を受けていて、介護保険による貸与・給付で対応できるものについては、介護保険が優先されます。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付を行っています。

※お問い合わせ 保健センター（健康増進課）
☎029-282-2797

東海村障がい者家族介護用品購入費助成事業

障がい児者を在宅等で介護している家族に対して、家族介護用品を購入するための費用の一部を助成します。

東海村軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得、教育等の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

障がい児通所支援事業

発達に不安のある児童に対して、発達段階にあった早期療育を行います。

主なサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。

障がい者等日中一時支援事業

障がい児者の日中における活動の場の確保やその家族の就労支援、介護負担の軽減等を図るため、障がい児者の一時的な預かりや見守り等の支援を行います。



お出かけ・イベント



公園

お問い合わせ 都市整備課 ☎ 029-282-1711 (内線 1243)

東海村内には、現在83か所の公園・緑地等があります。

(令和3年4月1日現在)



公園を利用される皆様へ

- 公園は、村民みんなが利用するところです。公園入口等にある看板の注意事項、禁止事項を守ってください。看板に書かれていないことであっても、破損行為や他人に迷惑となる行為はしないでください。
- 公園周辺道路での路上駐車は交通の妨げになり、事故の危険が高まりますのでご遠慮ください。
- 公園内への自転車・バイク等の乗り入れはしないでください。ただし、子どもの自転車の練習で、保護者が子どもの隣に常に付き添っているときは例外です。
- ペットのふんは、飼い主が責任をもって持ち帰ってください。
- 公園には管理人が常駐していませんので、管理上、公園内にゴミ箱はありません。ゴミは各自持ち帰り、決してポイ捨てはしないでください。
- 公園内は禁煙です。





青少年健全育成事業

お問い合わせ 生涯学習課 ☎ 029-287-0851

やったん祭

例年、東海南中学校を会場に、文化祭と同日に開催しています。村内で活動する青少年育成団体をはじめ、中学生スタッフ等も募集し、青少年が主体となって楽しめる祭を企画・実施しています。

お祭では、子どもたちが楽しめるゲーム等を実施する「チャレンジ広場」と、青少年関係団体による模擬店が出店される「バザール広場」に分かれて行っています。

青少年育成東海村民会議事業

自然体験 学習の旅

大自然の中で学校や年齢を超えた集団活動を体験し、小学生の「自立心」と中学生の「リーダーシップ」を養い、豊かな感性を育む体験学習事業。

- 実施時期：7月（1泊2日）
- 対象者：小学4～6年生、中学2年生
- 募集期間：4月
- 募集人数：小学生45名、中学生13名

ふるさと 体験教室

自分たちの住んでいる「ふるさと東海村」のすばらしさを再発見するとともに、自ら企画し、最後までやり遂げることの大切さを学ぶ体験学習事業。

- 実施時期：通年（年4回程度）
- 対象者：小学4～6年生
- 募集期間：4月～5月
- 募集人数：20名

ちびっこ 集まれ！ お父さんと 遊ぼう！

ゲーム等を通して父子のふれあいの場を提供することで、子どもとのふれあい方等今後の子育ての参考にするとともに、父親の子育て参加を支援する事業。

- 実施時期：10月～12月
- 対象者：2～3歳児と父親
- 募集期間：9月～11月
- 募集人数：10組

母と子の サロン

初めての子育てについての学習や絵本の読み聞かせ、手遊びうた等のレクリエーションを楽しみながら、育児に関する情報交換や相談等が気軽にできる友達を作ってもらうための子育て支援事業。

- 実施時期：5～6月（前期）・10月～11月（後期）
- 対象者：0歳の第1子と母親
- 募集期間：4月（前期）・9月（後期）
- 募集人数：各10組

青少年育成 東海村民会議 支部事業

村内の6つの支部（白方・照沼・中丸・石神・舟石川・村松）では、年間を通して、地域ごとに特色のある事業を展開。

事業内容・日程等は変更となることもありますので、詳細は各団体へお問い合わせください。

※各事業とも実施時期や募集人数が変わる場合があります。



図書館

お問い合わせ 東海村立図書館（生涯学習課） ☎ 029-282-3435, ☎ 029-282-3416

小さいお子さんに

●ブックスタート

保健センターでの乳児健診時に、ボランティアによる読み聞かせをしながら、赤ちゃんにおすすめの絵本1冊などが入った「ブックスタートパック」を配布しています。

●あかちゃんタイム

図書館では、毎月第1・3木曜日の午前中を「あかちゃんタイム」としてしています。「小さい子は声を出してしまうので、図書館は行きづらい」という方に向け、この日のこの時間だけは、赤ちゃんの声がしても温かく見守りましょうというものです。第3木曜日にはおはなし会も開催しています。

●おはなしコーナー

靴をぬいでくつろげます。

●その他

授乳室や子育てに役立つ情報を掲示したコーナー、絵本を紹介した本を集めたコーナーがあります。



中高生に

●ティーンズコーナー

中高生の読みやすい小説などが置いてあります。

●研修室・交流ラウンジ

行事等のないときは、開放しています。読書、調査等にご利用いただけます。

●教科書コーナー

村内で使用されているものだけでなく、多くの教科書を展示しています。

●進学情報コーナー

進学に役立つ情報を掲示しています。

図書館の
ホームページは
こちら



パソコン

<https://www.tosyo.vill.tokai.ibaraki.jp>

スマートフォン

<https://www.tosyo.vill.tokai.ibaraki.jp/sp/>



携帯

<https://www.tosyo.vill.tokai.ibaraki.jp/WebOpac/mobile>





相 談

✿ 子育て世代包括支援センター「はぐ♥くみ」.....

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

保健センター内に、妊娠・出産・子育てのワンストップ相談窓口「子育て世代包括支援センター（愛称「はぐ♥くみ」）」があります。母子保健コーディネーターやマイ保健師が一人ひとりの状況に合わせ、丁寧に対応しています。お気軽にお越しください。

「はぐ♥くみ」妊娠・出産・子育てに関する相談専用ダイヤル

☎ 029-306-2277

月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時15分 ※正午～午後1時を除く）

母子保健コーディネーター

これからの生活の中で、妊娠や出産、育児について戸惑うことが出てくるかもしれません。ひとりで心配せずに、妊娠・出産・子育てのこと、そのほかにもいろいろな不安や悩みをお気軽にご相談ください。

マイ保健師

お住まいの地区担当の「マイ保健師」が、妊娠中からサポートしています。妊娠後期に「マイ保健師」からお電話をかけさせていただきます。不安や悩みをお気軽にご相談ください。

✿ 育児支援・相談.....

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711（内線 1182）

家庭においてお子さんが健全に成長・発達していくための養育、その他、家庭児童福祉の向上を図るための相談・助言指導を行っています。お子さんに関する様々な問題、親御さん自身の育児不安や児童虐待等について、家庭や地域、学校からの相談に応じます。

相談方法

月曜日～金曜日
午前9時～正午、午後1時～午後5時
来課または電話による相談を受け付けています。

必要に応じて、訪問による相談・助言を行います。



その他の相談

休日・夜間の子育てに関する相談、また児童虐待に関する相談は、下記窓口でも対応しています。

- 児童相談所全国共通ダイヤル
☎189（いちはやく）
- 茨城県中央児童相談所
☎029-221-4150
- いばらき虐待ホットライン
（365日24時間対応）
☎0293-22-0293

民生委員・児童委員

お問い合わせ 福祉総務課 ☎ 029-282-1711 (内線1137~1139)

住民の皆さんが福祉関係の様々な問題でお困りの際、相談に応じます。相談に関する秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

なお、担当の民生委員・児童委員が分からない場合は、お問い合わせください。

人数・任期

定数

65人（うち3人は児童の問題を専門に扱う「主任児童委員」です）

任期

3年（現在の委員の任期は、令和元年12月1日から、令和4年11月30日まで）



業務内容

援助を必要とする方々の生活状態の把握、相談・助言活動、情報の提供と援助のほか、役場や社会福祉協議会等関係機関への協力を行います。

相談方法

担当区域を定めて活動していますので、ご自分の地区担当の民生委員・児童委員に直接ご相談ください。

母子保健推進員

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

母子保健推進員は、通称「母推さん」と呼ばれています。保健センターで行う母子保健事業にご協力をいただくほか、子育てに関する相談に応じています。相談に関する秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

お住まいの地区担当の母子保健推進員を知りたい場合は、保健センターへお問い合わせください。

人数・任期

人数：30人
任期：2年

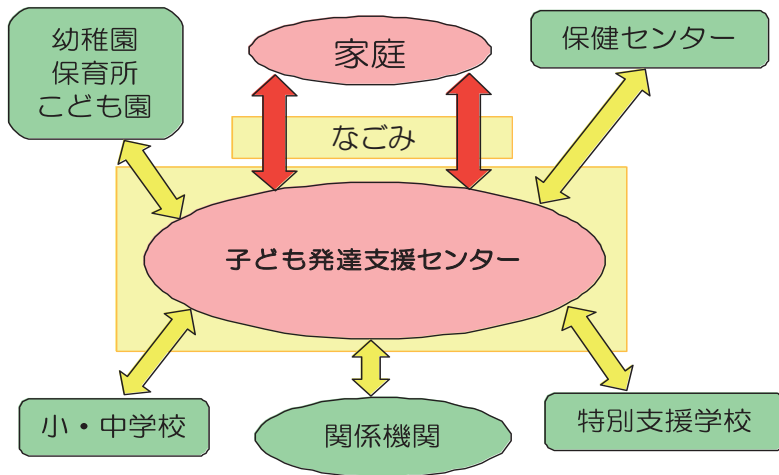
業務内容

- 乳幼児健康診査のお勧めや受付のお手伝い
- 子育てに関する相談活動

子ども発達支援センター

お問い合わせ 子ども発達支援センター ☎ 029-282-3443

子ども発達支援センターでは、村内在住の子どもの発達に関する相談や支援等を各幼稚園、保育所（園）、こども園、小中学校、関係機関と連携・協力しながら行っています。



対象は

- (1) 村内にお住まいで、お子さんの発達に不安を抱える保護者
- (2) 3歳児健康診査等で、保健センター等から紹介を受けた幼児および保護者
- (3) 幼稚園・保育所（園）・こども園および小中学校から紹介を受けたお子さんおよび保護者
- (4) 幼稚園・保育所（園）・こども園・小中学校の教職員および関係機関職員

このようなことをしています

- (1) 発達について心配があるお子さんの個々の状態に応じた体を動かしたり、課題に取り組んだりしながら社会的スキルを学んでいます。
- (2) 専門家の指導を受けるお手伝いをします。
- (3) ゲーム、言葉遊びを通して、人とのかかわりを育てます。
- (4) 楽しい言葉遊びを通して、正しい発音ができるようにしています。
- (5) 保護者の子育てにおける様々な悩みの相談を受けています。
- (6) 「子育て」について困っていること、心配なこと等、どんなことでもお気軽にご相談ください。

気になることはありますか？

- ことばがはっきりしない
- ある音の発音ができない
- よだれが気になる
- ことばが遅い
- 人の言うことが理解できない
- 人とのコミュニケーションが難しい
- 名前を読んでも振り向かない
- 極端に近づいて物を見る
- 吃音がある
- 落ち着きがなくじっとしてられない
- 身の回りのことが一人でできない
- 手足を自由に動かすことが難しい
- みんなと仲良くしたいのにトラブルになりがち
- 特定の行動や考えに強くこだわる

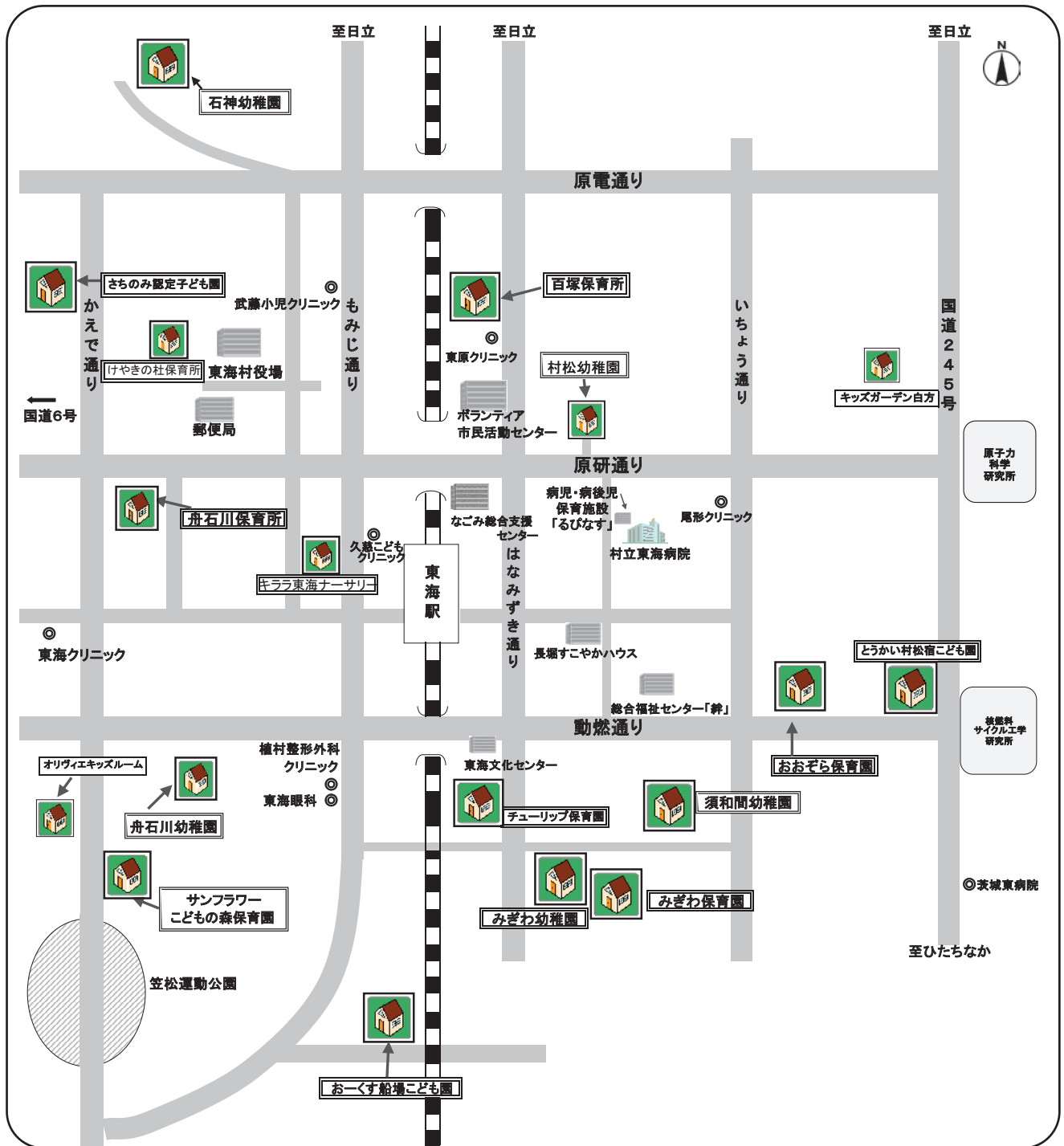
このようなことや子育て等でお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください

スタッフや相談時間について

- スタッフ
 - ・ 指導員（常勤） 3名
 - ・ 発達支援コーディネーター（月・水・木） 1名
 - ・ 臨床心理士（金） 1名
 - ・ 言語聴覚士（火・水） 2名
 - ・ 発達支援カウンセラー（月2回木曜日） 1名
 - 相談時間
 - ・ 月曜日から金曜日
 - ・ 午前8時30分～午後5時15分
 - ・ （ただし、祝祭日および年末年始（12月29日～1月3日）は除く）
- 費用はかかりません。
まずはお電話でお問い合わせください。

村内地図

※実際の縮尺とは異なります



索引



あ

赤ちゃん教室	12
赤ちゃん全戸訪問	10
預かり保育	19
育成医療	36
遺児福祉手当	32
一時預かり事業	20
1歳6ヶ月児健康診査	12
いばらきKids Clubカード	6
医療福祉費支給制度	4, 16, 33, 34

か

学童クラブ	23
学校	28
救急	15
休日診療	15
区域外就学	29
軽度・中度難聴児補聴器購入費助成金交付事業	37
健康診査	12
健康相談	10, 15
公園	38
子育て支援	25
こども園	17, 24
子ども発達支援センター	43

さ

産後ママあんしんケア事業	3
3歳児健康診査	12
産前・産後ヘルプサポート事業	3
指定学校変更	28
児童委員	42
児童センター	25
児童手当	11
児童扶養手当	31
就学援助制度	29
出産育児一時金	9
出生届	7
障がい児通所支援事業	37
障害児福祉手当	36
障がい者家族介護用品購入費助成事業	37
障がい者等日中一時支援事業	37
奨学金制度	29
自立支援医療	36
身障者等用駐車場利用証制度	5
身体障害者手帳	35
すくすく	18
青少年育成東海村民会議事業	39
精神障害者保健福祉手帳	35
精神通院医療	36
相談	10, 15, 41

た

多生児等育児支援事業	23
通学路交通安全プログラム	30
転入学	28
転入学	28
東海村心身障害者(児)福祉手当	36
特別支援教育就学奨励事業	29
特別児童扶養手当	36
図書館	40

な

長堀すこやかハウス	25
日常生活用具の給付	37
乳幼児健康診査	12
認可外保育施設	19, 22
妊娠届	1
妊婦健康診査	1

は

はぐ♥くみ	41
歯ッピー離乳食教室	12
母と子のサロン	39
ハローベビースクール	2
BPプログラム	26
病児保育事業	21
不育症治療費助成	15
ブックスタート	12, 40
不妊治療費助成	15
ふるさと少年教室	39
保育所(園)	17, 22
放課後児童クラブ	23
母子健康相談	10
母子健康手帳	1
母子・父子家庭家賃助成事業	32
母子保健推進員	42
補装具費の支給	37

ま

マタニティマーク	1
マル福	4, 16, 33, 34
民生委員	42

や

やったん祭	39
養育医療給付制度	9
幼稚園	18, 22
予防接種	13, 14

ろ

療育手帳	35
両親学級	2

とうかい子育て総合ガイドブック

発行：令和3年4月1日
東海村福祉部健康増進課
〒319-1112
茨城県那珂郡東海村村松2005
総合福祉センター「絆」内
☎029-282-2797

※この冊子に掲載されている情報は、令和3年4月1日現在の情報です。
詳細は、各施設や機関にお問い合わせください。
ホームページでは随時更新した内容が閲覧できます。

東海村子育て支援ポータルサイト「のびのび子育て帳」

<https://www.tokai-kosodate.jp/>

